

放課後児童クラブ運営基準点検表集計結果

埼玉県健康福祉部こども家庭課
平成 16 年 8 月調査

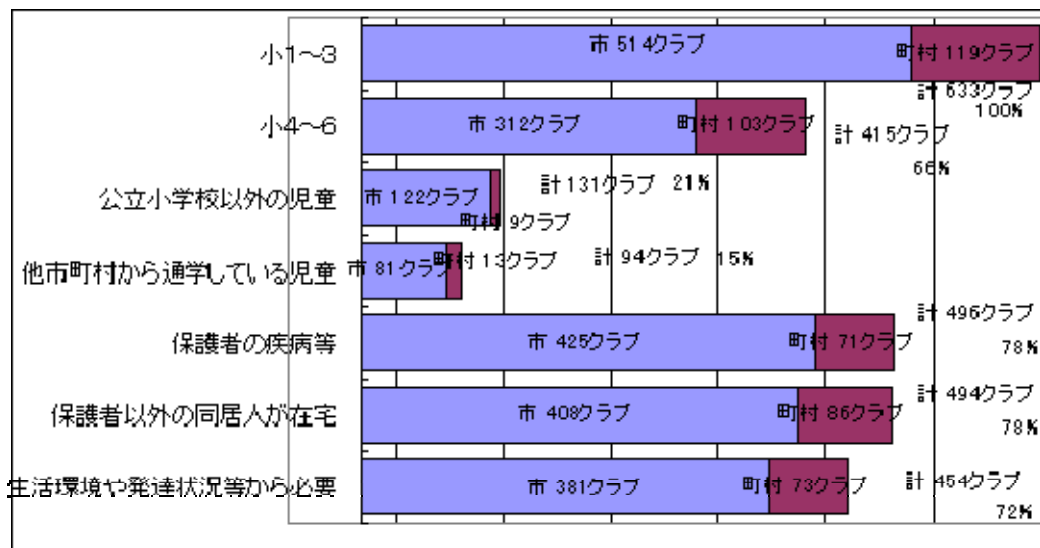
このたび、放課後児童クラブの運営状況について、各クラブに自己点検することを依頼しました。あわせて、その取りまとめを各市町村に依頼したところです。

この点検は、放課後児童クラブ運営基準に照らして、クラブの運営状況について確認することにより、適切な放課後児童健全育成事業の運営実施に資することを目的としたものです。

については、その点検に係る結果を以下のとおり集計しました。

(1) 総則に関するもの

Q1 対象児童について



(各項目に該当する児童について、受け入れているクラブ数)

Q2 必要面積

児童が生活するスペースの広さ(平方メートル)

市平均 99.54 平方メートル 町村平均 107.20 平方メートル 全体平均 103.37

児童数(1 クラブあたり平均)

市平均 47.20 人 町村平均 41.66 人 全体平均 44.43 人

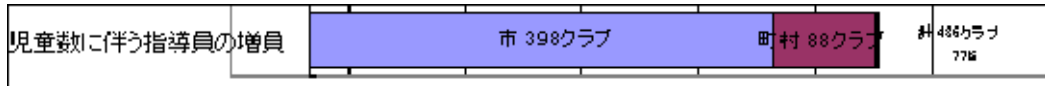
1 人あたり面積(児童が生活するスペースの広さ/児童数)

市平均 2.11 平方メートル 町村平均 2.57 平方メートル

全体平均 2.34 平方メートル

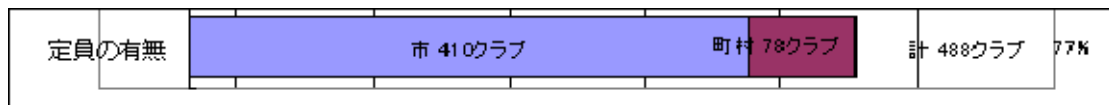
Q3 職員配置

常時指導員数 市平均 3.43 人 町村平均 3.09 人 全体平均 3.26 人



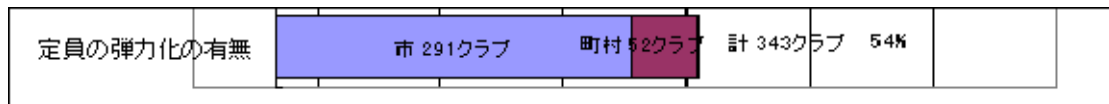
(児童数に伴って指導員増加を検討するクラブ数)

Q4 定員



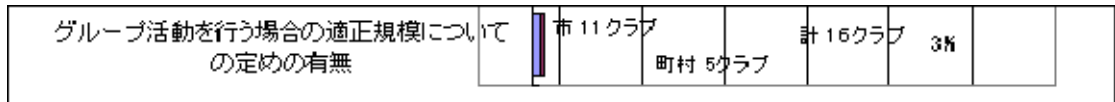
(定員を定めているクラブ数)

定員数 市平均 45.27 人 町村平均 39.83 人 全体平均 42.55 人



(定員を弾力化しているクラブ数)

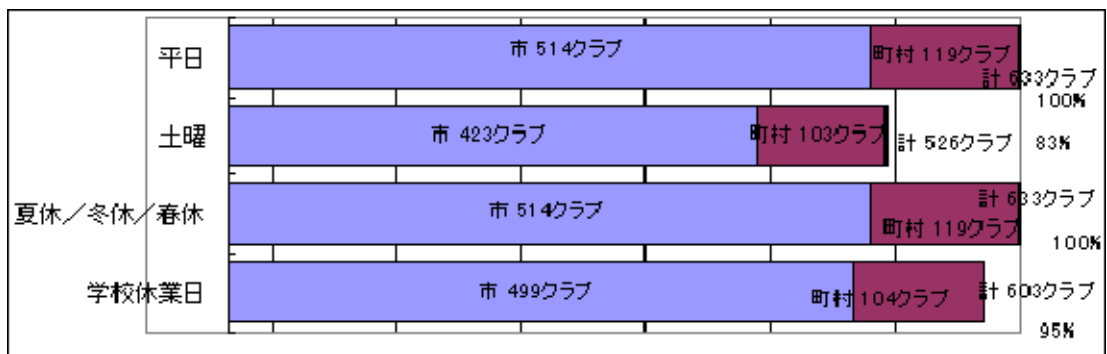
Q5 適正規模



グループ活動を行う場合の適正規模の人数(人数を定めているクラブの平均)

市平均 16.38 人 町村平均 9.13 人 全体平均 12.75 人

Q6 開設日



(各項目に開設しているクラブ数)

Q7 開設時間

平日の開所時間	市平均 11:34	町村平均 12:07	全体平均 11:51
平日の閉所時間	市平均 18:25	町村平均 18:25	全体平均 18:25
土曜の開所時間	市平均 8:14	町村平均 8:00	全体平均 8:07
土曜の開所時間	市平均 17:14	町村平均 17:03	全体平均 17:07
夏休/冬休/春休の開所時間	市平均 8:08	町村平均 7:55	全体平均 8:01
夏休/冬休/春休の閉所時間	市平均 18:25	町村平均 18:25	全体平均 18:25

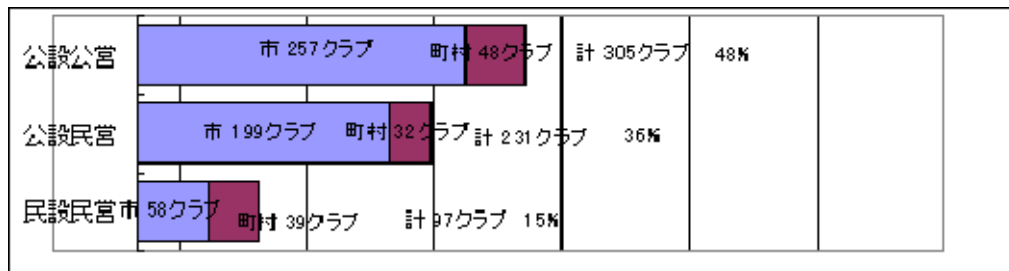
Q8 保育料

最高額平均 市 8,347 円 (最高 16,576.9 円 所沢市)
 町村 9,167.7 円 (最高 15,000 円 皆野町、栗橋町)
 全体平均 8,757.4 円

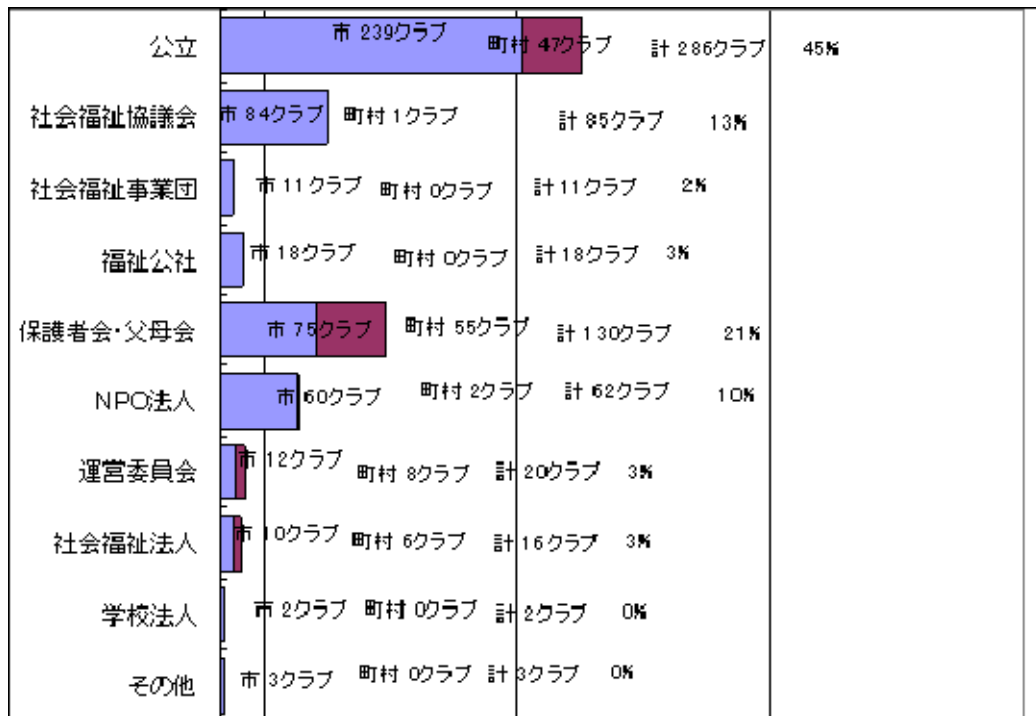
最低額平均 市 4,342.9 円 (最低 0 円 春日部市ほか)
 町村 5,869.2 円 (最低 0 円 三芳町ほか)
 全体平均 5,056.1 円



Q9 設置形態

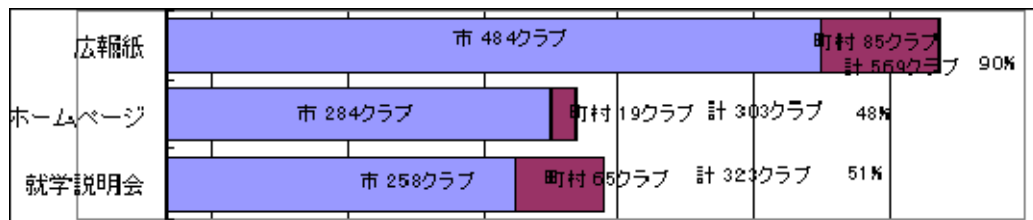


Q10 運営主体



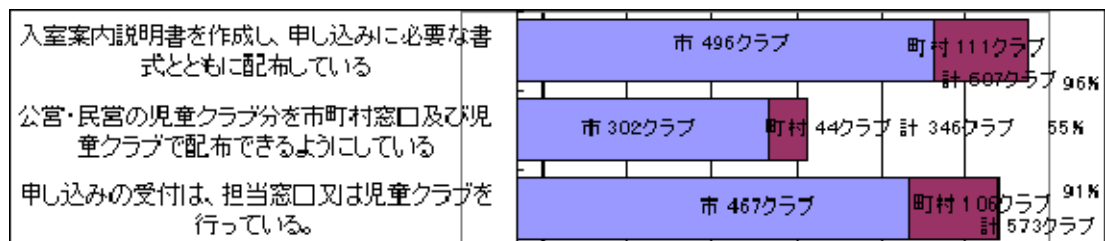
(2) 入室に関するもの

Q11 募集案内



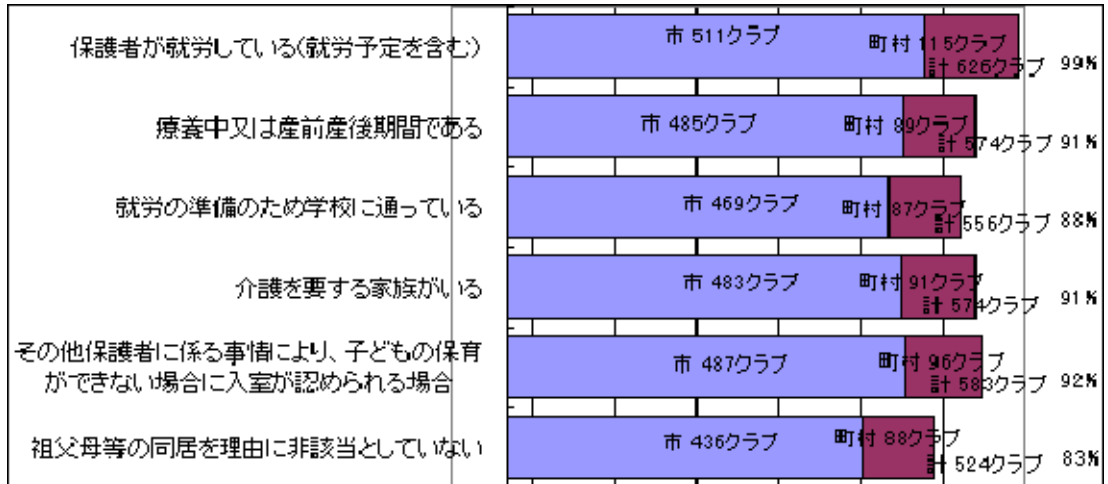
(募集に際し、使用している媒体等)

Q12 入室の手続き



(各項目を実施しているクラブ数)

Q13 入室要件



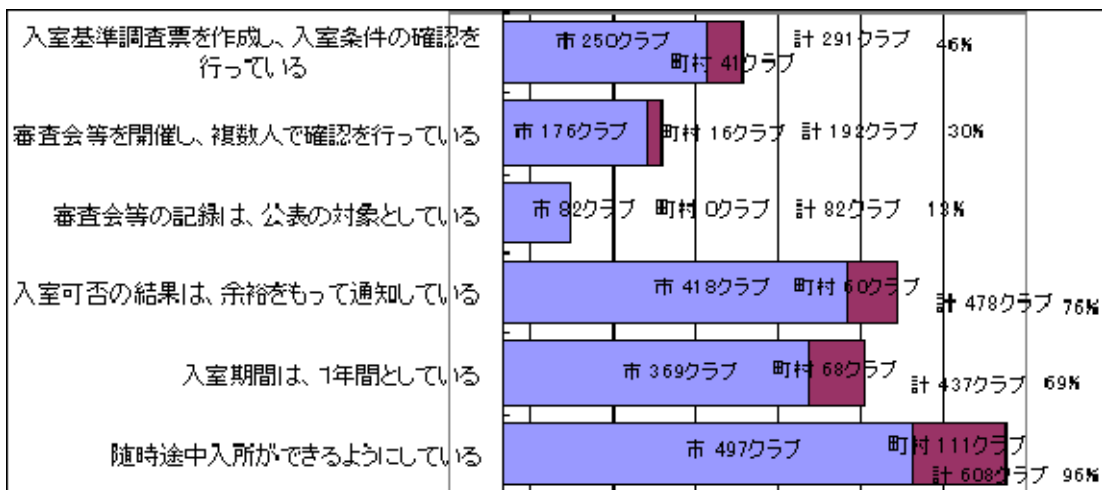
(各項目を入室要件としているクラブ数)

Q14 就労の条件



(入室要件における就労の条件として各項目を設定しているクラブ数)

Q15 入室の決定



(入室に際し各項目を実施しているクラブ数)

Q16 入室説明会

児童登室日前に保護者説明会を行っている	市 424クラブ	町村 100クラブ	計 524クラブ	83%
説明にあたり、重要事項等を記載した説明書(入室のしおりなど)を配布している	市 462クラブ	町村 114クラブ	計 576クラブ	91%
児童表の記入を保護者に依頼している	市 455クラブ	町村 96クラブ	計 551クラブ	87%

(入室説明会に際し各項目を実施しているクラブ数)

(3) 施設に関するもの

Q17 玄関

雨天時等の出入りに支障のないようにかさしが設置され、必要に応じて 花よけマットなどが備えられている	市 415クラブ	町村 107クラブ	計 522クラブ	82%
玄関灯が設置されている	市 458クラブ	町村 111クラブ	計 569クラブ	90%
適正な高さで段差をなくし、低学年児や障害児に配慮したつくりとなっている	市 226クラブ	町村 51クラブ	計 277クラブ	44%
出入り口は、引き違い戸とする等、安全に配慮されている	市 390クラブ	町村 88クラブ	計 478クラブ	76%
児童数に必要な傘立てや下駄箱が設置されている	市 441クラブ	町村 112クラブ	計 553クラブ	87%
玄関付近に連絡簿やお知らせを掲示する場所が設けられている	市 336クラブ	町村 102クラブ	計 438クラブ	69%

Q18 クラブ室

児童の生活(休息、遊び、学習等)ができるよう児童1人あたり、設備費を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている	市 336クラブ 町村 76クラブ	計 412クラブ	65%
指導員が児童の様子を見渡せる設計となっている	市 421クラブ 町村 88クラブ	計 509クラブ	80%
ロッカーは、カバンや着替えなどを収納するのに十分な大きさのもので、児童数分が確保されている	市 352クラブ 町村 96クラブ	計 448クラブ	71%
ロッカーや本棚は、低年齢児にも使いやすい高さとし、倒れることのないように固定されている	市 338クラブ 町村 96クラブ	計 434クラブ	59%
日射熱や雨天時などでも太陽のない明るさを保つ照明器具を設置している	市 498クラブ 町村 111クラブ	計 609クラブ	96%
照明器具は、安全カバーを取り付ける等落下防止に配慮されている	市 258クラブ 町村 45クラブ	計 303クラブ	48%
部屋の面積に対応したエアコンが設置されている	市 385クラブ 町村 88クラブ	計 473クラブ	75%
換気などのために窓を設け、何層以上については、落下防止柵が設置されている	市 473クラブ 町村 88クラブ	計 561クラブ	89%
床は、フローリング又は畳敷きとなっている	市 496クラブ 町村 108クラブ	計 604クラブ	95%
十分な採光、日陰、通風が得られるようになっている	市 474クラブ 町村 110クラブ	計 584クラブ	92%

Q19 休養室

休養室は、児童が具合の悪いときに休めるスペースが確保されている	市 253クラブ 町村 54クラブ	計 307クラブ	48%
---------------------------------	----------------------	----------	-----

Q20 台所

厨房には、ガスレンジ、流し台、湯沸かし器等が設置され、必要な換気設備が設けられている	市 440クラブ 町村 108クラブ	計 548クラブ	87%
--	-----------------------	----------	-----

Q21 洗面所

水飲み及び手洗い場は、低学年にも使いやすい高さで室内に設けられている	市 390クラブ 町村 97クラブ	計 487クラブ	77%
洗面所には、衛生上必要な石けんやタオル掛けが取り付けられている	市 436クラブ 町村 107クラブ	計 543クラブ	86%

Q22 トイレ

児童が利用しやすい位置に設けられ、男女別になっている	市 344クラブ	町村 85クラブ	計 429クラブ	68%
換気のための窓や設備が設置されている	市 500クラブ	町村 116クラブ	計 616クラブ	97%

Q23 事務室

職員が事務を行うためのスペースや休養のためのスペースが設けられている	市 214クラブ	町村 47クラブ	計 261クラブ	41%
------------------------------------	----------	----------	----------	-----

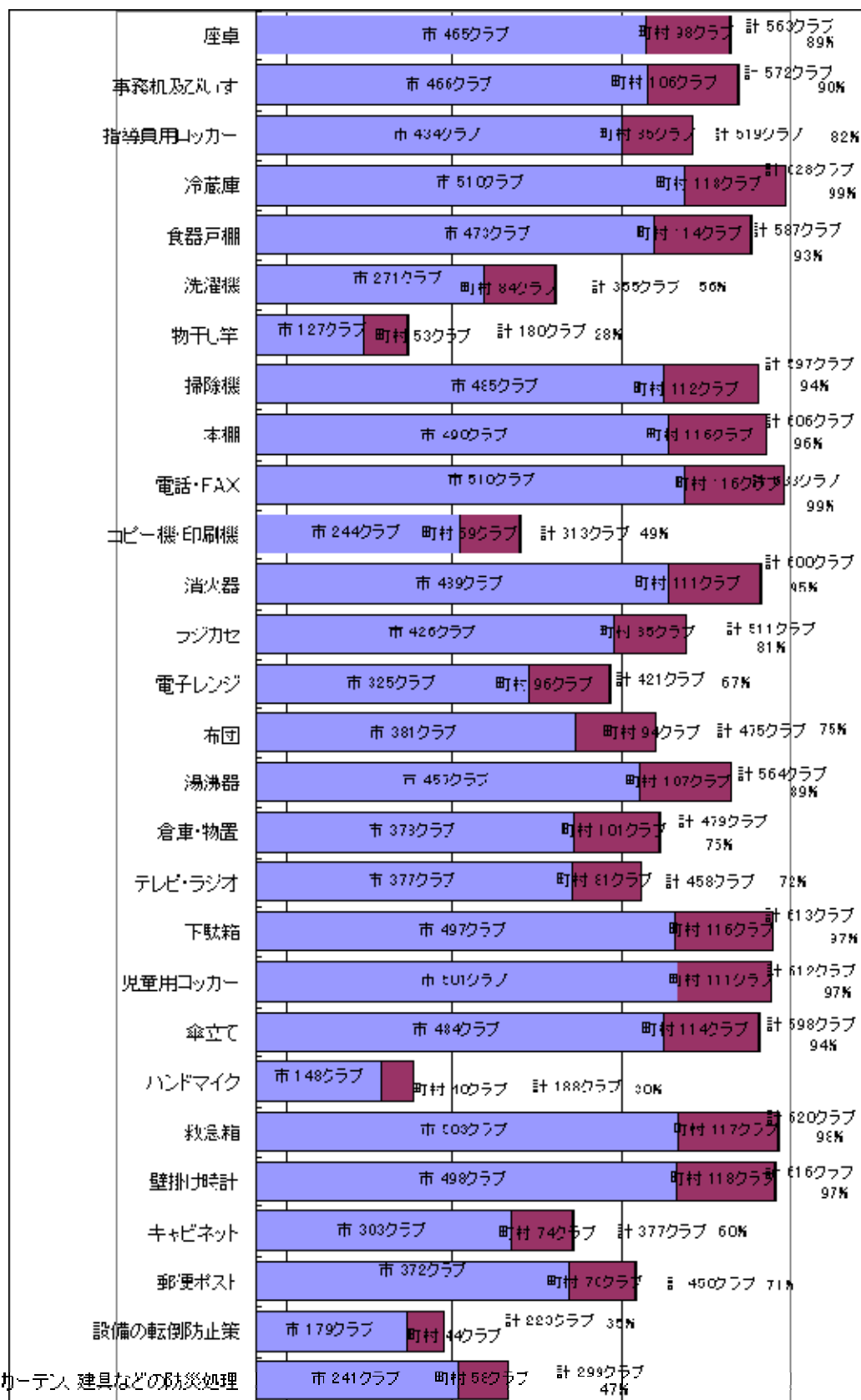
Q24 屋外の遊び場

屋外の遊び場がある(専用が望ましいが学校の校庭などで代替えも可)	市 497クラブ	町村 110クラブ	計 607クラブ	96%
----------------------------------	----------	-----------	----------	-----

Q25 その他の施設

窓には、網戸、カーテン、ブラインドなどが取り付けられている	市 414クラブ	町村 101クラブ	計 515クラブ	81%
非常時に備えて、玄関以外に出入り口が設けられている	市 432クラブ	町村 99クラブ	計 531クラブ	84%
障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっている	市 142クラブ	町村 32クラブ	計 174クラブ	27%
温水シャワーの設備が設けられている	市 73クラブ	町村 12クラブ	計 85クラブ	3%
消火器は、緊急時に速やかに使えるよう設置されている	市 482クラブ	町村 108クラブ	計 590クラブ	93%
防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されている	市 395クラブ	町村 84クラブ	計 479クラブ	76%

Q26 必要性や使用目的に応じた設備の有無



Q27 消防

消防計画を策定し、避難訓練を実施している	市 213クラブ 町村 57クラブ	計 270クラブ	43%
必要に応じて、防火管理者研修を受講している	市 191クラブ 町村 41クラブ	計 232クラブ	37%
消火器等の消防設備は、いつでも使える状態になっている	市 425クラブ 町村 102クラブ	計 527クラブ	83%
防災のための管理日誌を設けている	市 59クラブ 町村 16クラブ	計 75クラブ	12%

Q28 防犯

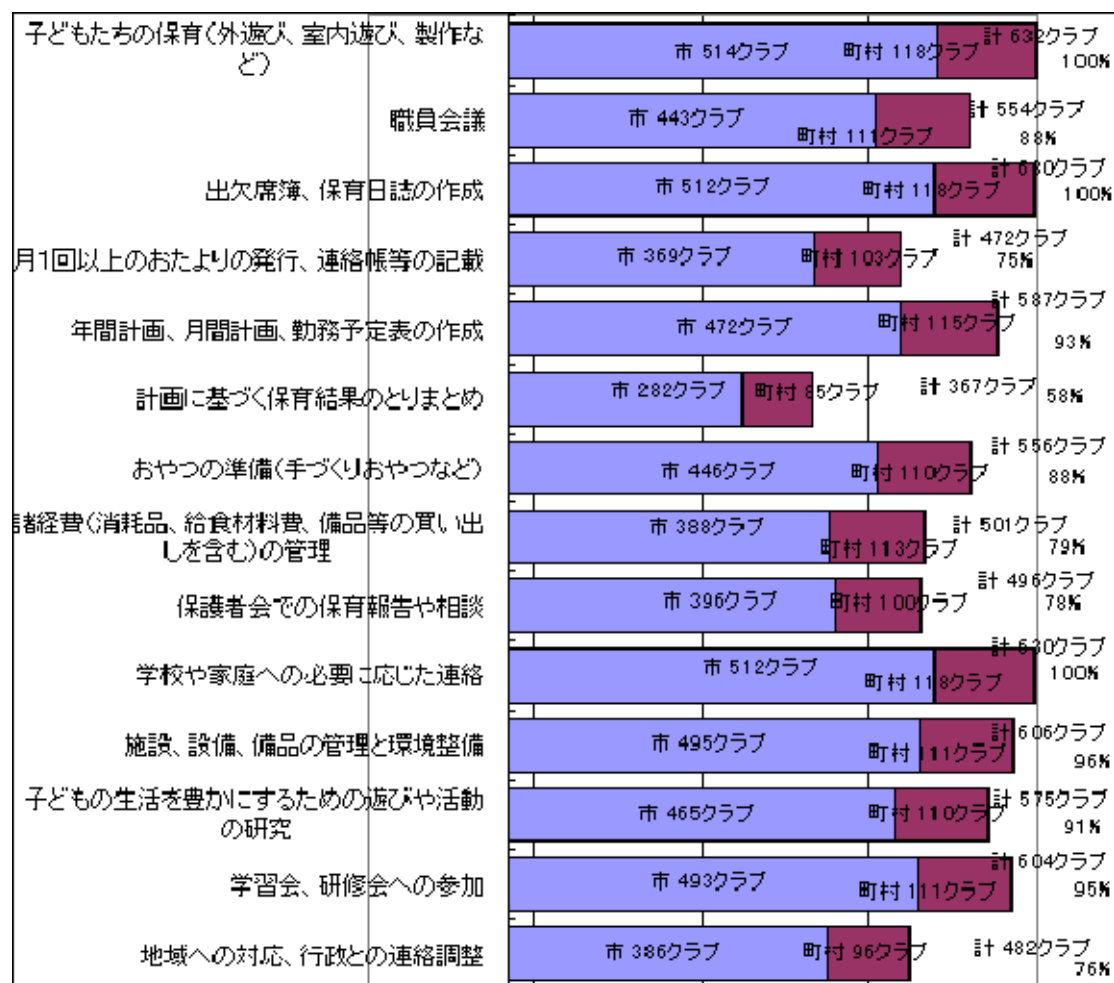
防犯ベルの設置など防犯対策が講じられている	市 320クラブ 町村 84クラブ	計 404クラブ	64%
地域の警察のと連携を密にしている	市 158クラブ 町村 42クラブ	計 200クラブ	32%
防犯のための管理日誌を設けている	市 37クラブ 町村 12クラブ	計 49クラブ	8%

Q29 火災保険等

火災保険に加入している	市 406クラブ 町村 85クラブ	計 491クラブ	78%
-------------	----------------------	----------	-----

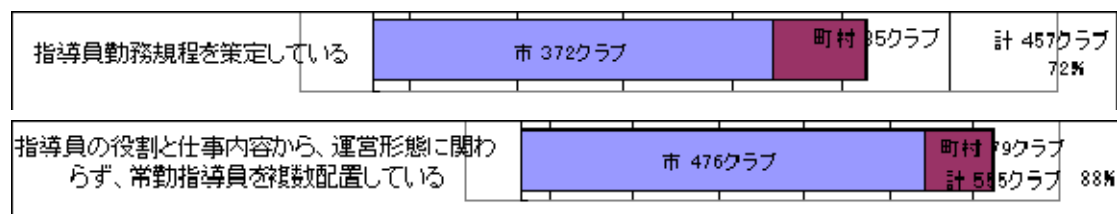
(4) 放課後児童指導員に関するもの

Q30 指導員の職務



(指導員の職務として各項目を設定しているクラブ数)

Q31 指導員の体制



複数配置している場合は、常勤職員の数

市平均 2.58人

町村平均 1.71人

全体平均 2.14人

常勤指導員を補助する立場から、それ以外の雇用形態の指導員を配置している	市 355クラブ	町村 82クラブ	計 437クラブ	69%
-------------------------------------	----------	----------	----------	-----

複数配置している場合は、補助的職員の数

市平均 1.82人 町村平均 2.39人 全体平均 2.11人

Q32 常勤・選任指導員の資格

保育士	市 412クラブ	町村 70クラブ	計 482クラブ	76%
小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	市 421クラブ	町村 70クラブ	計 491クラブ	78%
児童指導員	市 192クラブ	町村 21クラブ	計 213クラブ	34%
母子指導員	市 138クラブ	町村 8クラブ	計 146クラブ	23%
その他	市 230クラブ	町村 28クラブ	計 258クラブ	41%

Q33 非常勤指導員の資格

子育て経験者	市 298クラブ	町村 68クラブ	計 366クラブ	58%
学生(保育士、小学校・幼稚園教諭取得予定者など)	市 254クラブ	町村 60クラブ	計 314クラブ	50%
その他子どもの保育指導を希望し、外遊びが可能な者	市 295クラブ	町村 57クラブ	計 352クラブ	56%
その他	市 189クラブ	町村 42クラブ	計 225クラブ	36%

Q34 健康診断

指導員は、年1回健康診断を受けている	市 504クラブ	町村 106クラブ	計 610クラブ	96%
手づくりおやつなどの調理を行う指導員は、月1回程度の検便(細菌検査)を行っている	市 112クラブ	町村 41クラブ	計 153クラブ	24%

(5) 事業の管理・運営に関するもの

Q35 登室時の対応

なるべく小学校からクラブまではグループで登室するよう指導している	市 373クラブ	町村 9クラブ	計 482クラブ	73%
1年生の児童については、1学期当初は指導員が学校まで迎えに行っている	市 300クラブ	町村 103クラブ	計 403クラブ	64%

Q36 降室時の対応

保護者が迎えに来ることを原則としている	市 427クラブ	町村 113クラブ	計 540クラブ	85%
指導員と保護者のコミュニケーションに配慮している	市 494クラブ	町村 116クラブ	計 610クラブ	96%
児童だけで自宅に帰す場合は、事前に保護者の同意を得ている	市 476クラブ	町村 92クラブ	計 568クラブ	90%

Q37 出欠の対応

出席簿を使用している	市 512クラブ	町村 117クラブ	計 629クラブ	99%
欠席する場合は、保護者等から連絡をもらっている	市 510クラブ	町村 118クラブ	計 628クラブ	99%
いつも帰ってくる時間にクラブに来なかったときは、保護者と連絡をとっている	市 446クラブ	町村 107クラブ	計 553クラブ	87%

Q38 児童の健康管理

子どもたちを毎日観察し、健康管理に努めている	市 511クラブ	町村 117クラブ	計 628クラブ	99%
必要最低限の医薬品や医療器が備えられている (体温計、水まくら、消毒液、絆創膏等)	市 513クラブ	町村 119クラブ	計 632クラブ	100%

Q39 おやつ・昼食の対応

栄養面を考慮し、発育に合わせたものに配慮している	市 397クラブ	町村 101クラブ	計 498クラブ	79%
昼食の対応については、保護者と協議の上決めている	市 208クラブ	町村 54クラブ	計 262クラブ	41%
季節の野菜や果物、行事に合わせたものを提供する配慮をしている	市 395クラブ	町村 106クラブ	計 501クラブ	79%
アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前確認や協議を十分に行っている	市 431クラブ	町村 108クラブ	計 534クラブ	84%

Q40 事故やけがへの対応

応急処置などの対応を速やかに行っている	市 511クラブ	町村 115クラブ	計 626クラブ	99%
保護者に連絡を取り、保護者の判断又は同意を得て対応している	市 496クラブ	町村 118クラブ	計 614クラブ	97%
保護者との連絡が取れない場合、クラブでの対応を想定している	市 452クラブ	町村 116クラブ	計 568クラブ	90%
市町村担当課は、事故報告を義務づけ、連携した対応を行っている	市 457クラブ	町村 66クラブ	計 523クラブ	83%

Q41 障害保険

児童の傷害保険等に加入している	市 512クラブ	町村 116クラブ	計 628クラブ	99%
-----------------	----------	-----------	----------	-----

Q42 運営方針

運営方針が定められている	市 358クラブ	町村 100クラブ	計 458クラブ	72%
--------------	----------	-----------	----------	-----

Q43 事業計画

年間目標、大きな行事予定、開設日等を記載した年間計画を作成している	市 402クラブ	町村 104クラブ	計 506クラブ	80%
月間目標、行事予定、勤務体制、職員会議等を記載した月間計画が作成している	市 349クラブ	町村 88クラブ	計 437クラブ	69%
月間計画の中で保護者にも伝えておくべきことは、クラブだよりに記載して周知している	市 390クラブ	町村 103クラブ	計 493クラブ	78%

Q44 具体的な活動内容

季節ごとの行事を行っている	市 452クラブ	町村 116クラブ	計 568クラブ	90%
地域の伝統行事を行っている	市 127クラブ	町村 40クラブ	計 167クラブ	26%
子どもたちが今興味をもっている遊びを活動に取り入れている	市 462クラブ	町村 104クラブ	計 566クラブ	89%
異世代間交流に配慮している	市 161クラブ	町村 55クラブ	計 216クラブ	34%
異年齢交流に配慮している	市 383クラブ	町村 95クラブ	計 478クラブ	76%

Q45 クラブだより・連絡帳

クラブだよりは、月1回以上のペースで発行している	市 338クラブ	町村 94クラブ	計 432クラブ	68%
連絡帳を活用している	市 291クラブ	町村 45クラブ	計 336クラブ	53%

Q46 保護者の事業参画

事業実施者は、保護者が事業運営に参画するよう努めている	市 298クラブ	町村 76クラブ	計 374クラブ	59%
保護者は、保護者が集い意思を集める場として保護者会(父母会)が設置されている	市 379クラブ	町村 84クラブ	計 463クラブ	73%
保育内容の充実のため、保護者の願いや意見を反映し、保護者会(父母会)との協力・連携に努めている	市 382クラブ	町村 88クラブ	計 470クラブ	74%

(6) 障害児の入室に関するもの

Q47 受け入れの対象となる障害児

障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	市 303クラブ	町村 43クラブ	計 346クラブ	55%
他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件をみたしている児童	市 409クラブ	町村 70クラブ	計 479クラブ	76%
事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	市 423クラブ	町村 63クラブ	計 486クラブ	77%

Q48 入室の判定

入所判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	市 379クラブ	町村 64クラブ	計 443クラブ	70%
児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	市 218クラブ	町村 37クラブ	計 255クラブ	40%
入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	市 347クラブ	町村 62クラブ	計 409クラブ	65%
入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している。	市 318クラブ	町村 54クラブ	計 372クラブ	59%

Q49 障害担当指導員の資格

保育士	市111人	町村35人	計146人	
小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	市135人	町村35人	計170人	
児童指導員、母子指導員	市1人	町村6人	計7人	
その他障害児の指導に関する専門知識を有している者	市3人	町村6人	計9人	
その他	市60人	町村13人	計73人	

Q50 関係機関との連携

保護者と連絡先等を協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行っている	市282クラブ	町村54クラブ	計336クラブ	53%
---	---------	---------	---------	-----

(7) 緊急時の対応に関するもの

Q51 事故・事件

登室後において、クラブ周辺での事故や事件が発生した場合のマニュアルが整備されている。	市246クラブ	町村45クラブ	計292クラブ	46%
--	---------	---------	---------	-----

(8) 学校・地域との関わりに関するもの

Q52 学校、地域等との連携

学校との連携に努めている	市495クラブ	町村115クラブ	計610クラブ	96%
地域との連携に努めている	市268クラブ	町村75クラブ	計343クラブ	54%
関係機関との連携に努めている	市346クラブ	町村99クラブ	計445クラブ	70%

Q53 地域住民への施設開放

クラブ室を使用していない時間帯などを、施設、場所、時間帯等についてクラブと協議の上、地域住民等の活動の場所として提供している	市5クラブ	町村18クラブ	計23クラブ	11%
--	-------	---------	--------	-----

(9) 苦情処理に関するもの

Q54 苦情処理

苦情受付担当者が決められている	市 158クラブ 町村 45クラブ	計 203クラブ	32%
第三者委員が選任されている	市 38クラブ 町村 13クラブ	計 51クラブ	8%
苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	市 23クラブ 町村 16クラブ	計 39クラブ	6%

(10) 指導員の研修に関するもの

Q55 研修の周知等

市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	市 502クラブ 町村 108クラブ	計 610クラブ	96%
研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	市 315クラブ 町村 91クラブ	計 406クラブ	64%

Q56 研修の出席状況

県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	市 748人 町村 193人	計 941人
市町村主催研修の参加者数	市 1210人 町村 101人	計 1311人
県連協主催研修の参加者数	市 617人 町村 157人	計 774人

(11) 自己点検に関するもの

Q57 自己点検

日常点検表等により、毎日の点検を行っている	市 214クラブ 町村 67クラブ	計 281クラブ	44%
施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	市 145クラブ 町村 31クラブ	計 176クラブ	28%
放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	市 76クラブ 町村 30クラブ	計 106クラブ	17%